

目 次

1. 制度の概要..... P. 1	8. 返還の債務の裁量免除 P. 4
(1) 概要と目的	(1) 免除対象
(2) 貸付対象者	(2) 返還額の算出方法
(3) 貸付内容	(3) 提出書類
(4) 利子	(4) 免除の決定
(5) 連帯保証人	
2. 貸付の申請..... P. 1	9. 現況確認 P. 4
(1) 申請方法	(1) 提出書類
(2) 連帯保証人	(2) 提出期限
(3) 他の貸付制度との併用	
3. 貸付の決定と交付..... P. 2	10. 届出の義務 P. 5
(1) 貸付決定	11. 退職したときの手続き P. 5
(2) 提出書類	(1) 翌月までに、再就職する場合。
(3) 資金の交付	(2) 翌月までに、再就職しない場合。
4. 貸付契約の解除..... P. 2	12. 返還債務の免除に係る対象業務... P. 6
5. 返還の債務の当然免除..... P. 3	13. 提出先及び連絡先 P. 6
(1) 免除の条件	14. 諸様式一覧 P. 7
(2) 提出書類	15. 申請届出に必要な書類一覧 P. 8
(3) 免除の決定	16. 申請から免除までのフロー P. 9
6. 返 還..... P. 3	17. 別紙1 出産・育児に伴う休職または退職 の場合の猶予について.....P. 10
(1) 返還対象	18. 別表2 保育士就職準備金貸付の返還債務 の免除に係る対象業務.....P. 11
(2) 提出書類	
(3) 返還方法	19. 各種届出様式.....P. 12～
(4) 返還口座	
7. 返還の債務の履行猶予..... P. 3	
(1) 猶予対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出期限	
(4) 猶予の決定	

1. 制度の概要

(1) 概要と目的

この制度は大分県における保育士の確保を図るため、保育士資格を有しているものの、保育士として勤務していない方が、大分県内等で保育士としての児童の保護等の業務（以下、「保育業務」という。）に従事しようとする方に無利子で就職準備金の貸し付けを行います。

また、県内等において保育業務に2年間引き続き従事した場合は、返還を免除します。

(2) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方。

- ① 申請時において申請者又はその配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録している方。
- ② 保育士登録後1年以上経過した方。
- ③ 以下に掲げる県内の施設又は事業を離職後3ヶ月以上経過した方、県外の当該施設等を離職した方、又は当該施設又は事業に勤務経験のない方。
 - ア 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 家庭的保育事業
 - ウ 小規模保育事業
 - エ 事業所内保育事業
 - オ 幼稚園
 - カ 企業主導型保育事業
- ④ 大分県内等の保育所等に、本年4月1日～翌年3月31日までの間に、新たに保育業務に従事する（した）方。なお、週20時間以上の勤務時間が必要です。
- ⑤ 就職後、引き続き2年間保育士として勤務する意志のある方。
- ⑥ 他の都道府県の本就職準備金を借り受けておらず、また、これまでに本就職準備金の貸し付けを受けたことがない方。

(3) 貸付金額

400,000円以内

（転居費用、被服費、従事に必要な研修費用、図書費、通勤に要する車両購入費等）

(4) 利子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年3%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。

2. 貸付の申請

(1) 申請方法

貸し付けを受けようとするときは、次の書類を作成してください。

必要書類を揃えて、大分県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出して下さい。

***募集定員に達し次第締め切りと致しますので事前にお問い合わせください。**

- ① 保育士就職準備金貸付申請書（第1号様式）
- ② 貸付申請に係る同意及び誓約書（第3号様式）
- ③ 業務従事証明書（第4号様式）

- ④ 都道府県知事が証する保育士証の写し
 - ⑤ 申請者及び連帯保証人の住民票（世帯全員の記載があるもの、連帯保証人が同一世帯であれば1通）
 - ⑥ 連帯保証人の所得・課税証明書（源泉徴収票、納税証明書等は認められません。）
 - ⑦ 保育業務の経験がある方は、直近の退職先の業務従事証明書等、退職が確認できる書類
（ハローワークにて「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）」を取得、代用できます。
就労した事業所の名称、資格取得年月日（就労を開始した日）、離職年月日（退職日）が記載されています。）
 - ⑧ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ⑨ 就職準備金申請チェックリスト
- その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

申請書類は全て揃えてから提出してください。不足書類があるときは受け付けできません。

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し、保証能力の有る成年者とします。
ただし、県社協会長が認める場合、大分県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。

(3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

- ・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度

*なお、本制度の貸付決定後（貸付期間中）に重複での借入れが判明した場合は、本貸付金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。

3. 貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸付の可否を「就職準備金貸付決定通知書」、または「就職準備金貸付不承認通知書」により申請者及び連帯保証人へ通知します。

※ 審査のうえ貸し付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

(2) 提出書類 「貸付決定通知書」を受け取った日から **14日以内**に下記①～④の書類を提出して下さい。

※下記書類は、当社協よりレターパックにてお送りいたします。

- ① 就職準備金借用証書（印鑑登録証明書に記載されている住所を記入、実印の押印が必要）
- ② 印鑑登録証明書（申請者と連帯保証人分。印鑑登録のない方は登録が必要です。）
- ③ 振込口座申請書（第5号様式）
- ④ 振込口座通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義（カナ氏名必要）のわかるページ）
- ⑤ 返還猶予申請書（第7号様式）

(3) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は一括交付となります。

4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・退職したとき、若しくは内定が取り消されたとき。
- ・心身の故障のため、勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・就職準備金の貸し付けを辞退したとき。

- ・死亡したとき。
- ・その他就職準備金の貸し付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

5. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、就職準備金の返還が全額免除されます

(1) 免除の条件

- ① 大分県内等において2年間引き続き保育業務に従事したとき。
- ② 借受人が上記①の保育業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 提出書類

- ① 返還免除申請書（第9号様式）
- ② 業務従事期間証明書（第10号様式）
- ③ (1)②の場合、当該事由についての証明となる医師の診断書、労災申請関係書類等の写しが必要です。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

6. 返 還

(1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 大分県内等において、保育業務に従事できなかったとき。（猶予の特例を除く）
- ③ 大分県内等において、保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 保育業務外の事由により死亡、または心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 申請内容や借入れ後の届出等に虚偽の内容があったとき。

(2) 提出書類

返還計画書（第8号様式）

(3) 返還方法

資金の返還は、全額（裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額）について、一括、または元金均等の月賦（返還期間12ヶ月以内）払いの方法により返還しなければなりません。なお、繰り上げて返還することは可能です。

(4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

***振込手数料は振込人負担となります。なお、振込人名義は必ず借受人名義として下さい。**

7. 返還の債務の履行猶予

貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、就職準備金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

(1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内等において、保育業務に従事している場合。
なお、免除要件を満たすためにはP3「5.返還債務の当然免除」を確認してください。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- ③ 出産・育休に伴う休職または退職した場合
※ P.10 **別表 1** 「出産・育休に伴う休職または退職の場合の猶予について」を参照ください。
※ ②③における休職期間は、2年間の当該業務の従事期間には算入されません。

(2) 提出書類

- ① 返還猶予申請書（第7号様式）*働き始めた日から2年間（返還が免除される期間）
※業務従事証明書（第4号様式）… 在職の証明が必要です。
※(1)の②の場合は業務従事期間証明書(第10号様式) 事由を証明する医師の診断書の写し等が必要です。状況によっては面談を行う場合があります。

(3) 提出期限

当該理由が生じた日から **14日以内**

(4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

8. 返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

- ①借受人が死亡、または障害により貸付を受けた就職準備金を返還することができなくなったとき。
(状況を十分把握のうえ、個別に対応します。)
- ②大分県内等において、1年以上保育業務に従事したと認められる場合でも、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。
- ③相続人、または連帯保証人へ請求をおこなってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ないと認められる場合は事情を確認のうえ、免除の適否を審査します。

(2) 免除額の算出方法

免除の額は、大分県内等において保育業務に従事した月数を、24 で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

返還免除申請書（第9号様式）…当該事由にかかる証明書(医師の診断書、労災申請関係書類等が必要)

(4) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

9. 現況確認

返還が免除されるまで、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書（第6号様式）
- ② 業務従事証明書（第4号様式）

(2) 提出期限

毎年4月30日まで

10. 届出の義務

下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から **14日以内**に所定の様式に証明する書類を添え提出して下さい。また、下記に掲載していない事項について県社協から連絡を受けた場合も同様に提出して下さい。

***期限までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。**

- ・借受人の住所、氏名等に変更があったとき。(異動届 第11号様式)
- ・借受人の勤務先に変更があったとき。(異動届 第11号様式、及び業務従事期間証明書 第10号様式 および業務従事証明書 第4号様式)
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき(異動届 第11号様式)
- ・貸し付けを辞退するとき。(異動届 第11号様式)
- ・疾病・負傷・産休・育休等により休職しなければならなくなったとき(異動届 第11号様式)
- ・仕事に復職したとき(異動届 第11号様式 業務従事証明書 第4号様式)
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。(連帯保証人変更願 第12号様式)
- ・借受人が死亡したとき。借受人死亡届(借受人死亡届 第13号様式)
- ・事業所の廃止、その他事由にて解雇されたとき。(異動届 第11号様式、事業所の廃止・解雇通知書)

11. 退職したときの手続き

(1) 退職した日の属する月の翌月末日までに、大分県内等において保育業務に再就職する(内定を含む)場合。
(返還が生じない)

① 提出書類

- ・異動届(第11号様式)・・・各1通(退職・再就職の届出)
- ・業務従事期間証明書(第10号様式)・・・退職した事業所の証明書
- ・業務従事証明書(第4号様式) 再就職先事業所の証明書

② 提出期限

退職した日から **14日以内**

(2) 退職した日の属する月の翌月末日までに、大分県内等で保育業務に再就職できなかった場合。
(返還が生じる)

① 提出書類

- ・異動届(第11号様式)・・・退職の届出
- ・業務従事期間証明書(第10号様式)・・・退職した事業所の証明書
- ・返還免除申請書(第9号様式) *該当者に限る
- ・返還計画書(第8号様式)

② 提出期限

退職日から **14日以内**

12. 返還債務の免除に係る対象業務

業務従事区域

返還債務の免除に係る対象となる業務は、県内の以下に掲げる下記の施設または事業所とする。
国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

業務従事施設等

- ① 保育所
- ② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設
- ③ 認定こども園への移行を予定している施設
- ④ 認定こども園
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 小規模保育事業
- ⑦ 居宅訪問型保育事業
- ⑧ 事業所内保育事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑫ 認可外保育施設のうち保育室・家庭的保育事業に類するもの
- ⑬ 企業主導型保育事業

※こどもルーム、放課後等デイサービスの施設は対象外です。

※②に該当しない施設において、幼稚園教諭として従事する場合は免除対象業務に該当しません。

※P.11 **別表 2** 「保育士就職準備金貸付の返還債務の免除に係る対象業務」を参照ください。

※⑤⑥⑦⑧は市町村実施又は認可されたもの

※⑩⑪は大分県知事に開始届出を行ったもの

詳しくは、各市町村窓口までお問い合わせください。

13. 提出先及び連絡先

〒870-0907

大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金部 <保育士就職準備金貸付担当者>

TEL : 097-515-7771

FAX : 097-515-7772

14. 諸様式一覧

※. コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。

様式番号	様式名称	ページ
第1号様式(準)	就職準備金貸付申請書	P12
第3号様式(準)	貸付申請に係る同意及び誓約書	P13
第4号様式(準)	業務従事証明書	P14
第5号様式(準)	振込口座申請書	P15
第6号様式(準)	現況報告書	P16
第7号様式(準)	返還猶予申請書	P17
第8号様式(準)	返還計画書	P18
第9号様式(準)	返還免除申請書	P19
第10号様式(準)	業務従事期間証明書	P20
第11号様式(準)	異動届	P21
第12号様式(準)	連帯保証人変更願	P22
第13号様式(準)	借受人死亡届	P23
	就職準備金チェックリスト	P24

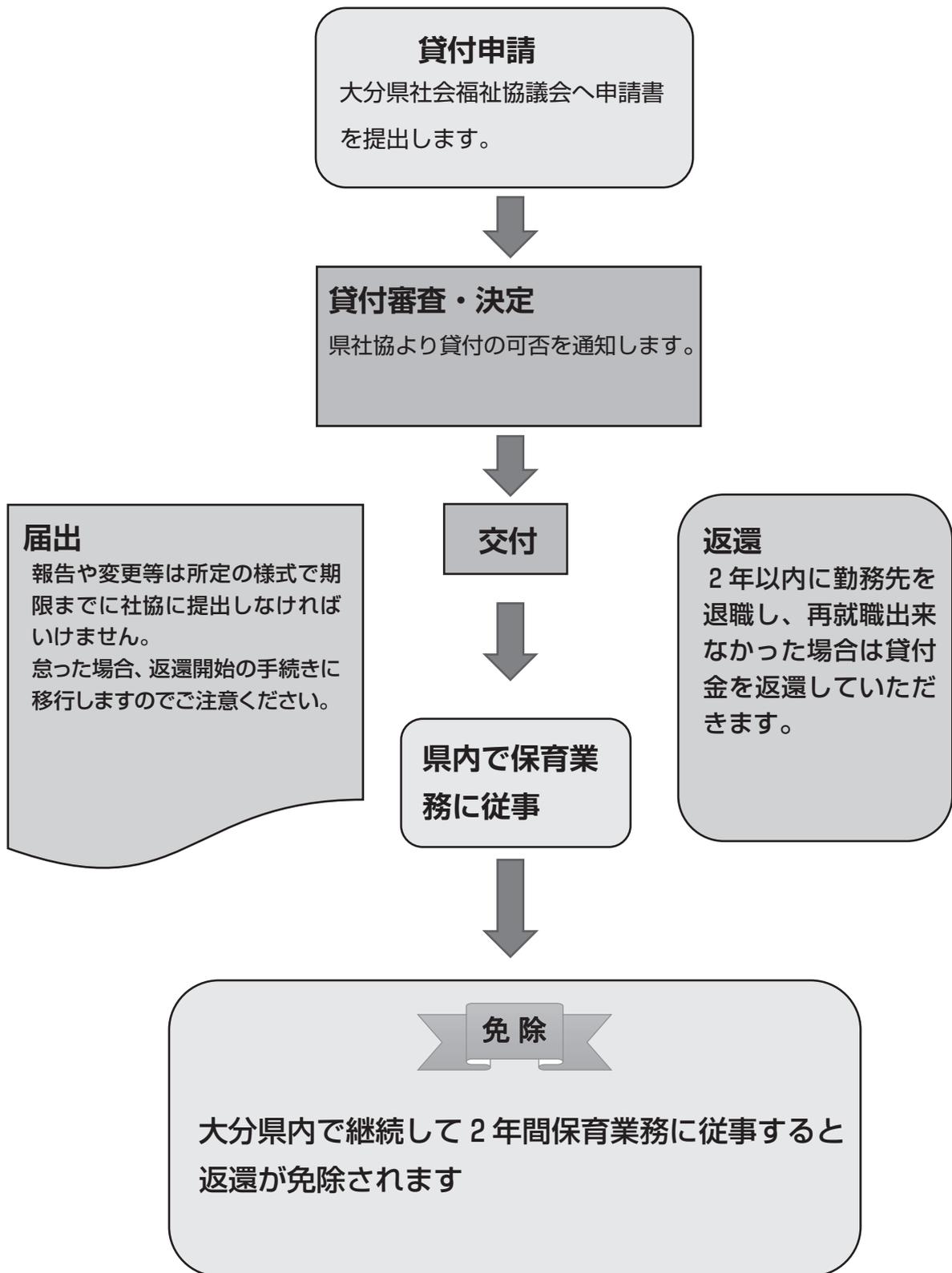
※ 申請書類等の記入・提出にあたって

- ・申請書類等は、手引きに直接記入せず、様式をコピーして使用してください。また、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・提出する申請書類等はコピーをとり保管してください。
- ・この手引きは、返還免除となるまでの取扱いについて記載されています。その間はお手元に保管して届出書類等が必要な場合は確認してください。
- ・記入方法等、ご不明な点がございましたら、県社協までお問い合わせください。

15. 申請・届出に必要な書類一覧

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所	
		様式・その他添付書類		ページ	目次
申請から交付	貸付申請をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備金貸付申請書（第1号様式） ・貸付申請に係る同意及び誓約書（第3号様式） ・業務従事証明書（第4号様式） ・都道府県知事が証する保育士証の写し ・住民票（申請者と連帯保証人分） ・課税・所得証明書（連帯保証人分） ・生活保護証明書（該当者に限る） ・直近の退職先の従事証明、及び退職が確認できる書類 		1	2. 貸付の申請
	貸付決定通知書を受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備金借用証書 ・印鑑登録証明書(申請者と連帯保証人分) ・振込口座申請書（第5号様式） ・振込口座通帳のコピー ・返還猶予申請書（第7号様式） 		2	3. 貸付の決定と交付
業務従事中	毎年4月1日現在	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書（第6号様式） ・業務従事証明書(第4号様式) 	毎年4/15まで提出	5	10. 届出の義務
	勤務先に異動(変更)があったとき 復職・再就職されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・業務従事証明書（第4号様式） ・業務従事期間証明書(第10号様式) 	事業主の証明が必要		
	休職するとき(疾病・負傷等)	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・業務従事期間証明書（第10号様式） 	事業主の証明が必要		
	産休・育休および育児に伴う休職・退職をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・返還猶予申請書（第7号様式） ・業務従事期間証明書(第10号様式) ・出産証明として「母子手帳の写し」 			
	借受人の住所、氏名に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・住民票 ・戸籍抄本（氏名の変更の場合） 		5	10. 届出の義務
	連帯保証人の住所、氏名、勤務先変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・住民票 		5	10. 届出の義務
	連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人変更願（第12号様式） ・所得・課税証明書(連帯保証人) 		5	10. 届出の義務
	借受人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人死亡届（第13号様式） ・死亡診断書（写） ・戸籍抄本または戸籍謄本 		5	10. 届出の義務
	退職① 退職した日の属する月の翌月末日までに、県内等において保育業務に再就職する（内定を含む）とき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・業務従事期間証明書（第10号様式） ・業務従事証明書(第4号様式) 	事業主の証明が必要	5	11. 退職したときの手続き
	退職② 退職した日の属する月の翌月末日までに、県内等で保育業務に再就職できなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届（第11号様式） ・業務従事期間証明書（第10号様式） ・返還免除申請書（第9号様式）*該当者 ・返還計画書（第8号様式） 	退職した全ての事業所の証明書が必要	5 3 4	11. 退職したときの手続き 6. 返還 8. 返還の債務の裁量免除
要件達成 免除	保育業務に2年間引き続き従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書（第9号様式） ・業務従事期間証明書（第10号様式） 	従事期間が通算して2年間に満たすこと	3	5. 返還の債務の当然免除

16. 申請から免除までのフロー



別紙 1 出産・育児に伴う休職または退職の場合の猶予について

出産または育児に伴い、現に従事している児童の保護等、保育士としての業務を休職し、または退職する場合は、次により取扱いします。

- 提出書類 ○返還猶予申請書（第7号様式）
○異動届（出産・育児に伴う休職・退職届）
○母子手帳の写し（届出に係る子の氏名、生年月日および届出者との続柄を証する書類）
※上記の確認できるページの写しを送付のこと。

(1) 産前産後休暇または育児休業を取得する場合

産前産後休暇（労働基準法第65条）、または育児休業（育児休業、介護休業等育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項）を取得する場合、当該期間は返還の債務の履行を猶予することができます。

※産休、育休等にて休職した期間は、当該業務従事期間に算入されないため、復職後に免除となるまで残りの期間を業務従事しなければなりません。

(2) 就業先を退職し、再び児童の保護等の業務に従事する場合

就業先を退職し、産前産後休暇または、育児休業に相当する期間（※参照）が終了した後に、再び児童の保護等の業務に従事することを予定する場合、当該期間は返還の債務の履行を猶予することができます。

※産前産後休暇または、育児休業に相当する期間とは、14週間（産前6週間、産後8週間）または産後1年間とします。

《留意事項》

次の場合は、就職準備資金の返還をしなければなりません。

就業先を退職し、産前産後休暇または、育児休業に相当する期間が終了した後に、児童の保護等の業務に従事することを予定しない場合は、返還債務の免除または猶予に該当する場合を除き、返還計画書（第8号様式）を提出し、貸付金を返還しなければなりません。

別表 2 保育士就職準備金貸付の返還債務の免除に係る対象業務

対象となる業務は、以下の業務従事区域及び施設等とする。

1 業務従事区域

- (1) 大分県の区域
- (2) 国立児童自立支援施設等^(※)において業務に従事する場合は、全国の区域
※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。
- (3) 東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

2 業務従事施設等

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
ア 教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ※注）
イ (3) に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であつて、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第34条18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であつて、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- (9) 企業主導型保育事業

※注) 2. (2)ア、に該当しない施設において、幼稚園教諭として従事する場合は免除対象業務に該当しません。

保育士就職準備金貸付申請書

（西暦） 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

フリガナ			
氏名	Ⓜ		
生年月日	（西暦） 年 月 日生（満 歳） 中高年離職者は☑を入れてください→□		
住所	〒 - TEL: () 携帯: - -		
保育士登録日	（西暦） 年 月 日		
勤務先状況	就職年月日	（西暦） 年 月 日	
	施設・事業所名		
	所在地	〒 - TEL: ()	
どこで就職先を知ったか	・ハローワーク求人 ・知人の紹介 ・就職フェア（ 月頃） ・就職支援サイト（サイト名： ） ・その他（ ）		
直近の保育業務勤務・就職先名	（西暦） 年 月まで（就業先 ）		
保育業務経験年数	年 か月間		

保育士就職準備金の貸付を次のとおり申請します。

借入希望金額	円
資金使途	
他の公的給付貸付等の状況	有 ・ 無
	名称

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人	フリガナ			続柄	
	氏名	Ⓜ			
	生年月日	（西暦） 年 月 日生（ 歳）			
	住所	〒 - TEL: () 携帯: - -			
	勤務先名				
	勤務先住所	〒 - TEL: ()			

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付申請に係る同意及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸付を受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

<貸付申請にあたって>

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で書類審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。
- 3 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求められることがあります。
- 4 貸付申請に際して、ご提出いただいた申請書等につきましては、ご返却いたしませんので、予めご了承ください。ただし、貸付不承認になった場合は、申請書類一式をご返却いたします。
- 5 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。
- 6 申請内容や借入後の届出等に虚偽の内容があり、返還を求められた場合は返還に応じます。

<個人情報取扱いの同意について>

- 1 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。
また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。

<貸付後の留意事項>

- 1 借入後は、実施要綱に規定する児童の保護等の業務に引き続き従事すること。
- 2 貸付額に変更があるときは、その都度借用証書を提出すること。
- 2 就職準備金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社会福祉協議会に迷惑をかけること。
- 3 届出義務を履行すること。

申請者 住 所

氏名（自署）

印

連帯保証人 住 所

氏名（自署）

印

（西暦） 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 （ ）
 （借受人）〒 —
 住 所

氏 名 ㊟

携帯番号 — —

業務従事証明書

次のとおり、保育業務に従事していますので届出します。

業 務 従 事 先	所 在 地	〒 — TEL () —
	法 人 名 施 設 ・ 事 業 所 名	
	業 務 従 事 期 間	(西暦) 年 月 日 から 従 事 ・ 従 事 予 定
	雇 用 形 態	正 規 雇 用 ・ 非 正 規 雇 用 ()
	労 働 時 間	1 週 間 に お け る 所 定 労 働 時 間 _____ 時 間 <非正規雇用の場合> ※労働条件通知書または労働契約書などの週労働時間を確認できる書類を添付してください。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

（西暦） 年 月 日

所在地

法人名
 /施設・事業所名

代表者の職・氏名 ㊟

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号（ ）

（借受人） 〒 -

住 所

氏 名 ⑩

携帯番号 - -

現 況 報 告 書

下記のとおり、（西暦） 年 月 日現在の現況を報告します。

借受人現住所		（〒 - ） 携帯 - -
勤務先	所在地	（〒 - ） 電話（ ） -
	名 称	
	職 種	<input type="checkbox"/> 保育業務（児童の保護等） <input type="checkbox"/> その他（ ）
勤務していない場合 （現在の状況）		

（西暦） 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人) 〒 -
 住 所

氏 名 ⑩
 携帯番号 - -

返 還 計 画 書

下記のとおり、保育士就職準備金を返還します。

借入金額	円 (a)
既返還済額	円 (b)
裁量免除決定額	円 (c)

※ 裁量免除額は手引き 8. (2) により算出。

返還金額	円 = (a) - (b) - (c)
返還方法 *いずれかに○を して下さい。	一括払い ・ 元金均等の月賦払い
返還期間	(西暦) 年 月 から 年 月 (回払)

【返還理由】 該当に○をしてください。

1. 貸付契約を解除。
2. 大分県内等において、保育業務に従事できなかった。(猶予の特例を除く)
3. 大分県内等において、保育業務に従事する意思がなくなった。
4. 保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により保育業務に従事できなくなった。
5. その他 ()

（西暦） 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 （ ）
 （借受人）〒 -
 住 所

氏 名 ⑩
 携帯番号 - -

業務従事期間証明書

次のとおり、保育業務に従事していますので届出します。

業務 従事先	所在地	〒 - TEL () -
	法人名 施設・事業所名	
	雇用形態	正規雇用 ・ 非正規雇用 ()
	労働時間	1週間における所定労働時間 _____時間 【非正規雇用の場合のみ】 ※週労働時間が貸付契約時から下回る場合は、労働条件通知書または労働契約書などの週労働時間を確認できる書類を添付してください。
業務従事 期 間		(西暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで (年 カ月間)
	業務の中断 (休職) 期間	*該当する場合のみご記入下さい。 (西暦) 年 月 日から 年 月 日まで (年 カ月間)
	業務の中断 (休職※) の理由	* (休職※) 産休、育休、疾病等、該当する場合ご記入下さい。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

（西暦） 年 月 日

所在地
 法人名
 施設・事業所名
 代表者の職・氏名

⑩

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 （ ）

（借受人） 〒

住 所 -

氏 名 ⑩

携帯番号 - -

異 動 届

下記のとおり、届出をいたします。（*届出番号に○をしてください。4、5、6は事業主の証明が必要です。）

1	借受人住所等	*添付書類 住民票・氏名が変わった場合は戸籍抄本		
	住 所	〒 フリガナ	氏 名	
		携帯番号 - -		
2	連帯保証人住所等	*添付書類 住所・氏名変更の場合、住民票		
	住 所	〒 - フリガナ	氏 名	
	勤務先名称			
	勤務先所在地	〒 -	TEL: () -	
3	貸付辞退	(西暦) 年 月 日		
4	退 職	*事業主の証明が必要です。 *添付書類 業務従事期間証明書（様式 10 号） 大分県内等において保育業務に就く意思が（ある・ない）…（○で囲んでください）		
	退 職 日	(西暦) 年 月 日		
	退 職 理 由			
5	休 職	*事業主の証明が必要です。 *添付書類 業務従事期間証明書（様式 10 号）		
	年 月 日	(西暦) 年 月 日 から (西暦) 年 月 日		
	理 由			
6	就業先・復職等	*事業主の証明が必要です。 *添付書類 業務従事証明書（様式 4 号）		
	変更年月日	(西暦) 年 月 日		
	所 在 地	〒 -	TEL: () -	
	名 称		職 種	

事業主証明欄

（西暦） 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

所在地

法人/施設・事業所名

代表者の職・氏名

⑩

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人) 〒 -
 住 所

氏 名 ㊟

携帯番号 - -

連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。

ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して保育士修学資金等貸付制度実施要綱に基づく保育士就職準備金の返還の債務を負担します。

変更年月日		(西暦) 年 月 日		
変更理由				
新 連 帯 保 証 人	フリガナ			続 柄
	氏 名	㊟		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	住 所	〒 - TEL : () 携帯 : - -		
	勤務先名			
	勤 務 先 所 在 地	〒 - TEL : ()		

※新連帯保証人となられる方の所得・課税証明書を添付してください。

（西暦） 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 （ ）

（届出者）〒 —

住 所

氏 名

印

携帯番号 — —

借受人との関係

借受人死亡届

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	生年 月日	(西暦) 年 月 日

大学等名 または 勤務先			
死亡年月日	(西暦) 年 月 日		
死亡の原因			

* 【添付書類】 死亡診断書(写)、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

就職準備金申請チェックリスト

申請者氏名 _____

【記載内容確認チェック】

NO	内 容	申込 人 チェック	県社協 チェック	備考
1	すべて記入している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人が 直筆の こと
2	貸付申請書（第1号様式） 【申請者記載欄】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	申請金額は正しい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	貸付申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人が 直筆の こと
5	【連帯保証人記載欄】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【提出書類チェック】

NO	書 類 名	申込 人 チェック	県社協 チェック	備考
1	就職準備金貸付申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	貸付申請に係る同意及び誓約書（第3号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	業務従事証明書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	都道府県知事が証する保育証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	住民票（申請者と連帯保証人分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	所得・課税証明書（連帯保証人分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
★1	直近の退職先の離職証明書（退職時の離職票にて可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者
★	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者

★1：最寄のハローワークにて直近の保育所勤務の「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の発行申請をしてください。

申請書類は漏れが無いようにご確認ください。

申請書類を受付後、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。